

光田健輔と「回春病室」という記憶

——設置時期はなぜ明言されえなかったのか?——

平井雄一郎

渋沢研究会

受付：平成21年3月12日／受理：平成21年7月31日

要旨：筆者は別稿において、東京市養育院「回春病室」が設置されたのは1899年である、という説に確実な根拠が存在しないことを論証した。それを受けて本稿では、第一に、正しい設置時期を推定し直し、第二に、誤った設置時期の流布を導いた光田健輔の証言の混乱の原因を分析する。まず前者については、回春病室専属看護婦・石渡ことの履歴、および回春病室の間取りと面積の推移を示す資料とを照合するかぎり、1901年か1902年のどちらかであることは疑いようのない事実だと考えられる。後者に関連しては、養育院「医員」制度を再検討することによって、養育院在職時代の光田の不遇をまず明らかにした。そして、その不遇に対する彼の劣等感が、その証言の混乱、言い換えれば「記憶の作為」を生み出したのであろう、と筆者は推測した。

キーワード：光田健輔、回春病室、養育院医員、証言、記憶

1. はじめに

筆者は別稿¹⁾において、近代日本で最初のハンセン病患者隔離病棟、東京市養育院(※本稿では以下、原則として東京市養育院は単に「養育院」と略す)「回春病室」設置の経緯について言及のある古今の諸文献を可能な限り渉猟し、その「時期」に関わる箇所の記事内容およびその典拠を徹底的に検証することにより、これまで通説とされてきた「1899年設置」説が史実として誤りである可能性がきわめて高いことを論証しえた。しかし「1899年」でないとすれば、それではいったいつ設置されたのか、ということが未解決の問題としてまず残され、さらに「1899年」説否定の最大の根拠となった、当事者、すなわち当時養育院「医員」として設置を直接促したとされる光田健輔自身が——回春病室についての〈記憶〉を長きにわたって繰り返し語り、記してきながらも——肝心の「時期」については頑なに明言しようとしなかったということが、大きな、またある意味で

興味深い「謎」として残された。

ところで回春病室設置の経緯(時期)について言及している文献(資料)について整理した別稿の表1²⁾をご覧ください。表中、別稿においてすでに検討に付した「設置年についての記述」に加えて、「設置スペースの起源とその間取りについての記述」「石渡ことへの言及」というポイントを抽出してある。この二点は、直接「時期」に関連するものではない。しかし、これらをパズルの断片のごとく、別稿においてすでに得られた知見と組み合わせて検討してみれば、回春病室をめぐる史実をより立体的で奥行きのあるかたちで再構成することが可能となり、あるいはそこから「設置時期」を知るための重要な手がかりがあらたに得られるのではなからうか。これが筆者の一つの作業仮説である。

そこで本稿では以下、身体に内部化された情報としての〈記憶〉／身体から外部化された情報としての〈記録〉が、〈史実〉を再構成していくなかでどのように対抗し、どのように融合していく

のか、という別稿における問題意識を引き継ぎながら、まず上記二つのポイントに依拠して「設置時期」を正しく推定し直す作業を行い、そしてその正しい「設置時期」をなぜ光田が明言しようとしなかったのか(しえなかったのか)ということについて、当時の養育院内の医務制度の状況などと関わらせながら、考察してみたい。ハンセン病史・隔離政策史における光田健輔の人物像に対してこれまでとは違った角度から光を当てるのが最終的な目標である。

2. 看護婦・石渡ことをめぐる記憶

別稿ではまったく触れることができなかったが、石渡こと(コト、琴子)は事実上の回春病室付専任看護婦を勤め、また連合府県立全生病院開設以降も光田と行動を共にした人物である³⁾ので、数多くの文献で言及がなされている(表1)。ただし、彼女が回春病室に関わるようになった経緯が明確に述べられたのは光田の「自伝」である⑩においてが最初であった⁴⁾。同書では、養育院の幹事・安達憲忠と院長・渋沢栄一に対して光田が、病者と入院者の雑居による感染の危険性を説いた場面の後、次のような記述が続く。

「……私の意見は用いられることになった。それでとりあえず十二坪の伝染病室にライだけのものを隔離したのであるが、隔離病室であるから誰か医員が責任をもたねばならない。

それで私が責任者となり、石渡ことという看護婦がその病室専属となって僅かの仕切りをつけた同じ室内にいて患者の世話をするようになって、その病室を「回春病室」と名をつけた。……」(傍線筆者。※以下、本稿における引用文の傍線はすべて筆者による。)⁵⁾

[隔離病棟の設置][専任看護婦・石渡ことの着任][「回春病室」の命名]という三つの出来事が提示され、それらがほぼ同時に生じた、と述べられている(と解釈できる)。三つの出来事が時間的に並列されるという記述の構成は、回春病室と石渡の関わり由来について言及している他の

文献——光田のもう一つの「自伝」である⑭⁶⁾、青柳の⑯⁷⁾、内田の⑰⁸⁾、多磨全生園患者自治会編の⑱⁹⁾など——も同様であり(石渡の着任と「回春病室」命名の順序が入れ替わっているものもあるが)、つまり回春病室「草創期」から専任看護婦として石渡ことが勤務していた、ということが——「1899年」説と同様に——確実な史実として受け容れられてきたとあってよいであろう。

ところがこの史実の記述は重大な矛盾を抱えている。養育院側の記録によれば、石渡が「癩患者の看護」のために採用されたのは1902年3月のことであり¹⁰⁾、したがってもし回春病室設置が1899年であったとすれば、その時点で看護婦・石渡ことは存在しえようがない。逆にあくまで石渡の履歴に沿って話の辻褄を合わせようとするれば、設置時期を1902年以降とするしかなくなるであろう。

この点に関連して特異な光彩を放っているのが桜井方策の⑳¹¹⁾中の記述である(※以下、本文献を「小伝」と略す)。この、光田門下を代表する医学者¹²⁾による長大かつ詳細を極める評伝が、「設置時期」をめぐる各文献間の参照体系の中できわめて重要な役割を果たしていたということは別稿で論じた¹³⁾が、それは「石渡こと」についても同様なのである。同文献は石渡こと登場のあらましをドラマティックに次のように伝える。

「青年医、光田健輔が多くの同僚達に嫌われながらも黙々として回春病室に出入している。一人の介助者もない。この時、ここで、天は忠実な介助者をつけて下さったのである。とあっていいだろう。光田医員が唯の一人で黙ったまま回春病室を看ている。その姿をみて自分から同医員の補助者になろうと名乗り出た看護婦(当初は見習)があった。石渡こと、これである。」
「……回春病室の看護婦、ここに誰もなり手がないとあっては我々全体の不名誉だ。第一、あそこの先生は困っている。光田先生を助ける人、誰もいないなら私より外にない。(略)ひたむきの気質、そうと決めたら矢も楯もたまらない。自ら回春病室看護婦志望を買って出た。

時に明治三十五年、……」

この後、「実に長い年月、光田先生のある所、常に必ず石渡ことありといわれる程にまでなった兩人コンビの癩の事業が始まったのである。」¹⁴⁾と結ばれるのだが、表1に示すように桜井は「1899年」説に立脚しているのであるから、ここでは「回春病室設置」と「石渡こと登場」という二つの出来事の間には3年ほどの明白な「時差」が設定されたことになる。石渡ことに言及のある文献中、桜井（この⑩および⑫¹⁵⁾）だけが二つの出来事の生起を「同時」のものとして描いておらず、したがって、指摘した時間継起上の矛盾を見事に解消している次第である。

もちろん、本稿ではこの桜井による記述（1899年設置→1902年石渡着任）を正しい史実として素直に受け入れるわけにはいかない。そもそも桜井が正しければ、光田が記憶を誤ったか、あるいは虚偽を語っていたことになる。すると、常識的にはまず次のような事態が起きたと想定されるだろう。側面的な資料による裏付けもけって怠らない用意周到な歴史家としての桜井が、尊敬してやまない師の言述中にはからず「誤り」ないし「虚偽」を発見してしまった。師の誇り高い生涯をあくまで首尾一貫したものとして後世に伝えていくためには、師の言述そのままを資料として採用することはできない。そこで苦肉の策として、自らの責任において二つの出来事を時間的に分離して提示するという「工作」を行ったのではないかと、と。大げさに言えば、桜井がひそかに歴史を「改竄」した、ということである。

勝手な「工作」や「改竄」を疑うだけでは桜井の名誉にかかわって不公平であるので、もう一つ別の可能性も想定してみよう。すなわち、用意周到というよりもむしろ慎重で誠実な歴史家であったかもしれない桜井は、光田の「誤り」「虚偽」に気がついてから、あらためて本人に対し確認を求め、史実の細部について厳正に問い質した。そうした手続きを経ることにより、訂正され、より正確を期した光田「証言」を独自に入手し、そしてそれに依拠した上で、「1899年設置→1902年石

渡着任」という史実を自信を持って提示したのではあるまいか。

たしかに「小伝」では、局外の第三者によるフィクションとするには多少無理な、およそ当事者でしか知りえないような事柄の記述をいくつか新しく見出すことができる。桜井が、公にはされてない光田の証言をある程度参照していた可能性は認めてもよいだろう。しかし、である。桜井によって組み立てられた回春病室と石渡ことについてのこの挿話自体は、別の角度から仔細に検討してみると、また新たな矛盾を呼び寄せてしまうのである。その矛盾とは「時間」ではなく、次章に示すごとく「空間」にかかわること——表1中の「設置スペースの起源とその間取りについての記述」——である。

3. 隔離の「空間」をめぐる記憶

「六種伝染病室」、そして「十二坪」の「空家」

——桜井図への疑義

数多ある光田の自伝・評伝の中で桜井による「小伝」がきわめて特異で、目を惹くのは、その記述のボリュームや密度の濃さもさることながら、回春病室を視覚的に細かく表象する資料を提供している点である（図2、図3）¹⁶⁾。この二つの病室見取り図のうち、まず図2は、

「（※養育院が）大塚辻町に移ってからは流石に大部屋に混在させられないので「六種伝染病室」と呼んだ別棟の一室に移されていた。この小建物は養育院の西北隅にあった。（略）東京市立の伝染病院が駒込と本所に出来たので「六種伝染病室」は空屋になっていた。ここに重症ライ患者の二人三人と、狂者、失禁者（大小便のタレ流し、脊髄疾患に往々みた）と、今一室はなんと屍体を入れる室である。（略）ライであって特に重症なのは六種伝染病室の六畳くらいの一室に、二人或は三人と入れられたが、もとより何の治療が加えられるでなし、いわば死を待つばかりであった。光田医員はこれを見て驚かざるをえなかった。と共に大部屋に混在し

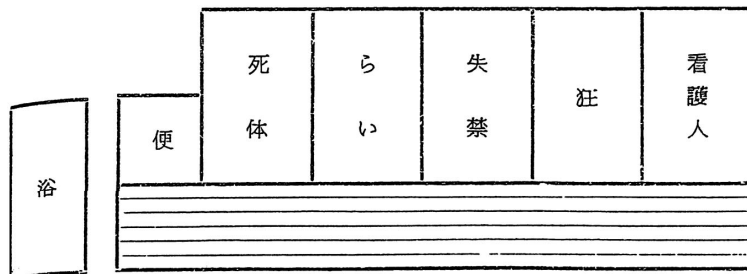


図2 桜井方策「光田健輔先生小伝」より

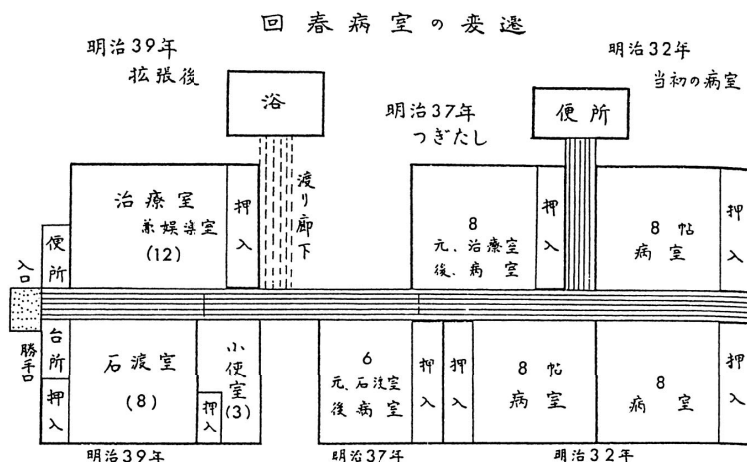


図3 桜井方策「光田健輔先生小伝」より

ている患者、これには更に「許し難し」と思っていたのである。」¹⁷⁾

という、回春病室設置以前における養育院ハンセン病患者の不完全な隔離状況を再現したものである。ちなみに1897年制定の伝染病予防法によって、法定伝染病はそれまでの六種（コレラ、腸チフス、赤痢、ジフテリア、発疹チフス、痘瘡）にペスト、猩紅熱があらたに加わり、「八種」になっていたのであり、そうした史実から、この「六種伝染病室」という通称を有する収容スペースの起源が1898年の光田の養育院赴任以前に遡ることが裏付けられよう（なお養育院の大塚辻町への移転は1896年3月のことである）。そして桜井によれば、こうした状況に憤慨した光田の提言に対して渋沢院長が真摯に耳を傾け、「伝染とハッキリ

した以上は隔離するのが当然である。幸い六種伝染病室の近くに一屋がある。そこは養育院に送られてくる人々、その中で行路病者である場合は、もしか赤痢とチフスを持ってはいないか。一定期間を観察するために置いておく一棟。それを今は殆ど使っていない。あの空家を癩の隔離に使おうじゃないかと一決した。」として、「畳敷の部屋が八畳敷が三室、坪にすると十二坪しかない。他に治療室と看護人室が六畳敷」というその「空家」をあらたに専用隔離病棟に転用することとなったのである¹⁸⁾。

さて、

- ・「十二坪」の「空家」から出発した回春病室以前に（仮設のごときものではあるが）ハンセン病患者の部分的隔離室＝旧「六種伝染病室」が一応存在した、

・すなわち、旧「六種伝染病室」自体は専用隔離病棟（＝回春病室）ではなかった、

として要点が整理される桜井の記述はきわめて重大である。というのは、ここで表1の「設置スペースの起源とその間取りについての記述」の項をとくとよくご覧いただきたい。光田自身によるものをはじめ、桜井以外のほとんどの文献が、回春病室＝「六種伝染病室」——「六病室」「伝染病室」「六号病室」「六号病棟」など呼称はそれぞれ微妙に異なるが——と記しているからである。それらのうち、光田の⑩⑫⑭、養育院の⑪、内田の⑲、多磨全生園患者自治会編の⑳に至っては、「六種伝染病室」の方の間取りが「十二坪」となっており、文献を読む側は一層戸惑わされる。

回春病室をめぐる記憶／記録は「時間」だけでなく「空間」も混乱しているのである。一体どちらが正しいのだろうか。ここはとりあえず桜井による視覚的資料を尊重することとして考察を進めてみよう。六種伝染病室を示す図2は簡略かつ大雑把なものではあるが、もしこの間取りが正確な配置に基づいているならば、「六畳」であるという「らい」と同じ面積の部屋があと「死体」「失禁」「狂」「看護人」と四つあったことになる。「六畳」を本間基準3.14坪として換算すると、 3.14×5 部屋＝15.7坪である。これに「便」「浴」そして廊下を足せばおよそ20坪台前半に収まると推測されるのではないだろうか。

そこで見比べてみたいのが別稿における図1である。養育院関係の文献を検討した際にも提示したものであるが、1902年3月付(a)および1903年1月付(b)をもって作成された二つの「養育院建物全図」から、(桜井が指示している)「西北隅」の部分それぞれ切り取ったものである¹⁹⁾。上の(a)時点から下の(b)時点へと経過する間に「隔離病室」が「回春病室」へと「改名」あるいは「改造」されたらしいという二つの可能性は別稿においてすでに確認した²⁰⁾。この「隔離病室→回春病室」(29坪5合)の西側(図中左側)には、もう一つ同規模の建物があり、その名も「避病舎」(a)→「避病院」(b)という。注目すべきは「二十一坪五合」とあるその建物面積であり、これは

上記の図2において推定した坪数とほぼ一致する。これこそがおそらくかつての「六種伝染病室」であろう。視る位置を反転させれば、この「六種伝染病室の近く」の「空家」で「八畳敷が三室、坪にすると十二坪しかない。他に治療室と看護人室が六畳敷²¹⁾」というのを、図1東側(右側)の「隔離病室→回春病室」(二十九坪五合)の少し時期を遡った姿と想定することは一応可能である(ただし、この想定が設置時期に関連して重大な意味を帯びていることは後述する)。

さて「八畳敷が三室、坪にすると十二坪」「他に治療室と看護人室が六畳敷」という専用隔離病棟の方がその後どのように推移・発展したかを文字どおり図解しているのが「光田先生から示されたものであるのを掲載²²⁾」したという図3であるが、しかしこれがまた他資料と少々辻褄が合わず、見る者を当惑させる。この図によれば、まず「明治32年」(1899年)の「当初の病室」段階では「8帖病室」が3室だけである。「他に治療室と看護人室が六畳敷」が見当たらないのがまず気にかかるが、それについてはとりあえず措こう。しかし、「癩の方も四四八円の増築費が貰えた。(略)回春病室にツギタシではあったが治療室と看護婦室が増築されて、十八坪だった同病室は二十坪の建物にふえた²³⁾」として、図中、「元、治療室 後、病室」(8畳)と「元、石渡室 後、病室」(6畳)の二室が描き足されている「明治37年」(1904年)段階になると、どうしてもいくつかの矛盾が露呈せざるをえなくなってくる。

当初の間取りが「十二坪」+その他ではなく、「十八坪」と提示されるようになったことに注意した上で、整理してみよう。図3にしたがえば、1904年における増築後の8畳4室・6畳1室を、本間基準で単純換算すると $4.42 \text{坪} \times 4 + 3.14 \text{坪} = 20.82 \text{坪}$ となる。この数字自体をそのまま採用すれば、「二十坪の建物にふえた」とする桜井の記述とそれほど矛盾はしない。しかし、であるとするとすれば、8畳・6畳それぞれ1室(4.42坪+3.14坪)が増築される以前が「十八坪だった」というのはどう見ても差し引き計算が合わなくなる。あるいは桜井は「当初の病室」段階で図中には見え

ない「他に治療室と看護人室が六畳敷」を加えて「十八坪」としていたのだろうか、だがそれならば、そもそも新たに増築されたのが「治療室」8畳と「看護婦室」＝「石渡室」6畳室なのであるから、以前から存在した「他に治療室と看護人室が六畳敷」は何処へ消えてしまったのか。まさか解体された、あるいは隔離病棟以外の用途に転用された、などということはあるまい。かなり不自然である。

こうなると、「当初の病室」段階での「他に治療室と看護人室が六畳敷」というのが幻の空間であったかのように段々思えてくるのであるが、仮に百歩譲って幻ではないとしても、また別に大きな疑問に突きあたる。それは前章で述べた石渡ことについてであって、つまり「1899年」の開設当初から「看護人室」が存在したとしたら、そこに起居していたのは一体誰なのか、ということである。すでに見たとおり、桜井文献は「1899年設置→1902年石渡着任」説を打ち出す一方、「青年医、光田健輔が多くの同僚達に嫌われながらも黙々として回春病室に出入している。一人の介助者もない。(略)その姿をみて自分から同医員の補助者になろうと名乗り出た看護婦(当初は見習)があった。石渡こと、これである。」²⁴⁾と、他のほとんどの文献と同様に、伝説的な美談として石渡が回春病室に献身した最初の看護婦であったことを語っているのであって、つまり石渡が登場する以前の1899年～1901年に「看護人室」が存在したとしても、そこを利用する者などいなかったはずなのである。実際、桜井自身もこの旧「看護人室」の利用状況についてはどこことなく歯切れが悪いというか、明確な説明を行っていない。

回春病室の歴史を矛盾なく再構成していく上で、石渡ことの存在はどうしても躰きの石となる。それでも桜井は石渡の登場「時期」に関しては辛うじて養育院側の文献の記述と辻褃を合せることができた。だが「空間」の推移まで調べ上げられてしまうともはや矛盾は隠しきれない。再び図1である。一目瞭然なことだが、『年報』1902年度段階での「回春病室」(b)、そしてその前年の——用途は確定できないが——1901年度段階

での「離隔病室」(a)の建物面積は「二十九坪五合」となっており、これは、桜井が提示する1904年の増築以前の数字——「十二坪」はもちろんのこと、「十八坪」だとしても——とは大きな隔たりがある。この建物図の出典である『年報』は養育院のいわば事業報告書であるので、その記載に虚偽や間違いがある可能性はきわめて低い。つまり、桜井の記述の方がどこかで根本的な誤りを犯している可能性が高い、ということである。

〔1904年の増築事業およびその後の実際〕

桜井が間違っているとすれば、それはどこに起因するのか。焦点は間違いなく桜井説によれば「二十坪」になったという1904年の回春病室増築事業であるが、実は筆者はかつてこの事業の背景とプロセスを養育院側文献に拠って整理したことがある。以下その要点を述べよう。1897年の伝染病予防法によって急性伝染病対策が一段落した以降の養育院にとっての医療面での懸案は、慢性伝染病、すなわち入院者における結核罹患率の高さという問題であった。具体的な対応としては罹患児童のための海浜療養所開設(1900年7月)、結核患者を主対象とする「柿茸平屋七十坪」の病舎設置(1902年4月)などがまずあり、そして1904年、同年4月施行の内務省令「肺結核予防ニ関スル件」が追い風にもなって、新病舎建築の申請が東京市会において承認された(10月)のだが、この際組まれた追加予算1,925円18銭のうち448円がハンセン病舎用にも配分されることとなり、図らずも回春病室の「増築」が実現することとなったのである。竣工は翌1905年4月であった²⁵⁾。

ここで、同じ慢性伝染病の一種としていわば結核対策のおこぼれに与ったこと、そして配分予算額が448円であったことなどは、桜井の記述においても同様である²⁶⁾ので、桜井が筆者の旧稿と同じく養育院側文献を参照していたことは十分に考えられる。しかし仮にそうだとした場合、桜井は肝心の回春病室のスペース・間取りに関する記述に関しては(故意か、故意でないかは別にして)引用を正確に行っていないのである。そのことを

以下示そう。市会の承認後、養育院は増築事業について次のように告知した。「癩及肺患者室の増築 ……曩に増築の件をその筋へ上申中の所十月七日を以て左の如く許可せられたり。(略) 癩患者収家室平家一棟 二十坪(略) 肺結核患者収容室平家一棟 七十七坪七合五勺²⁷⁾。この部分だけを読めば、増築した結果として、それぞれの総建物面積が「二十坪」「七十七坪」となる、という桜井式の解釈もけっして成り立たないこともない。しかし、筆者旧稿からすでに引用したとおり、結核病舎としてはすでに1902年竣工の「七十坪」が存在しており、それを念頭に置けば、増築後の総面積が増築前とほとんど変わらない「七十七坪」程度であるはずがない。つまりここでの資料の正しい読み方は、旧病舎「七十坪」にあらためて新病舎「七十七坪」が建て増された、ということになる。さすれば、併記されている「癩患者収家室」=回春病室についてもまったく同様で、1904年増築事業の内容は、総面積が「二十坪」になったのではなく、旧病舎(29坪5合)に「二十坪」が付加され、およそ50坪ほどに拡張された、と意味を解するのが妥当である。

実際、時代を下った養育院側文献の記述はそれらを裏付けている。たとえば、1907年2月の時点で「本院の現状」と題し、総数十六棟にわたる院内建物の概要が列挙されているが、そこには「第七病室一棟(七十坪)肺結核患者たる男の大人を収容す」「第八病室一棟(七十七坪七合五勺)肺結核患者たる女の大人及幼年男女を収容す」「回春病室一棟(五十一坪)癩患者を収容す」といった記述を見出すことができる²⁸⁾。また1908年9月には最新の「東京市養育院建物全図」が公開されており、その図中にも「第七病室(肺患者)(男性)七十坪」「第八病室(同上)(女性及幼童)七十七坪七合五勺」「回春病室(癩患者)五十一坪」、さらに「回春病室付属娯楽室 八坪五合」「癩患者浴室 六坪七合五勺」といった一群の建物が見えるのである²⁹⁾。なおここで「娯楽室」「浴室」とあるのは、1906年に外部からの寄付で実現した増築事業によるもので³⁰⁾、桜井=光田による図3にもたしかに「明治39年拡張後」として「治療

室兼娯楽室」(12畳)「石渡室」(8畳)「小使室」(3畳)「浴室」などが書き加えられている。ところが上記1908年9月の「養育院建物全図」では「娯楽室」も「浴室」も回春病室からは完全に独立した建物として図示されている³¹⁾のに対し、図3では「旧の病室とは廊下続き」³²⁾として見てのとおり、旧スペースに単純に建て増しただけの構造となっているのである。一応念のため、図3で「明治39年拡張後」の建物面積を推算してみると、12畳(6.6坪)+8畳(4.42)×5+6畳(3.14)+3畳(1.66)=33.5坪であり、これに浴室・便所・廊下・押入などの雑スペースを加えたとしても「五十一坪」としての「回春病室」にはおそらく不足する³³⁾。1904年の増築前後の段階での図3とその説明が自己矛盾をきたし、かつ養育院側文献と整合性がとれていないことはすでに指摘したが、それはこの「明治39年」(1906年)以降の段階に至っても同様なのである。

【財政面からの裏づけ】

ところで、筆者が確認しえたかぎり、図1(a, b)における「離隔病室」→「回春病室」および「避病舎」→「避病院」(=「伝染病室」)がそれ以前に増築工事がなされたという記録は養育院側文献においては見出されない。すなわち、多くの文献に記されている「十二坪」という回春病室の出発点からして公的には根拠が曖昧なのである。ただ、これにかんしては一つ注目すべき文献の記述がある。表1における⑧、東京都財政史研究会編の文献(なお表中、とりあえず[E]=その他、に分類しているが、発行元が東京都であるという性格上、[C]=養育院関係、に準じるものとしてよいと思われる)で、当時の東京市歳出額の費目別年度別推移が表示されており、その表中の「社会事業費」について次のような説明が付されている。「この費目は主として養育院に関するものであるが、明治三四年度以後の増大が目立つ(略)。それは明治三四年、養育院に収容されている児童のため養育院学校を新設したこと、病室を増築したこと、また従来帝国医科大学に嘱託していた収容者の治療に専任の養育院医員を設置したことなど

のためである」。事実上の養育院費であるという「社会事業費」の推移は1898年度44,428円、1899年度48,623円、1900年度55,960円、そして「明治三四年度」=1901年度73,180円、となっている。さらに同書は続けてこう記す。「この医員に後に癩病治療で有名な光田健輔がいた(略)彼の意見で明治三四年度はじめて癩患者の隔離収容が、東京市養育院内ではじめて行われたのである」³⁴⁾。

この記述は前後の文脈がやや曖昧であり、それに専任医員制度と光田との関係についてはあきらかに誤認がある³⁵⁾のだが、養育院の医療事業の展開を財政面で裏付けた点で他の文献にはない重みと信憑性を有しているのではないだろうか。すでに引用したとおり、結核患者用の病舎設置は1902年度以降であるので、ここに言う1901年度に「増築」された「病室」とは、図1-aの「離隔病室」(二十九坪五合)、「避病舎(=六種伝染病室)」(二十一坪五合)のいずれかを指していると考えるのが妥当である。そうすると、この曖昧な記述は次のように敷衍して言い換えることができるであろう。すなわち、1901年、(もしかしたら「十二坪」であったかもしれない)養育院「西北隅」の建物に増築工事が入り、そしてそこへ光田の建言で「癩患者の隔離収容」が行われることとなり、かくしてのちに「回春病室」と呼ばれるスペースが成立したのである、と。もちろんそれは「離隔病室」の方のことであろう。

〔「十二坪」説の起源・由来〕

東京都財政史研究会編の文献は「1901年」説に立脚している。仮に同書の記述に信を置き、振り返ってみた場合、あらためて光田の記憶=言述が俄然重要な意味を帯びてくる。もう一度表1、「設置スペースの起源とその間取りについての記述」の欄を注視してみたい。光田自身は主として「十二坪」の「六種伝染病室」が回春病室の起源であると語り・記し続けてきたことはとすでに指摘した。だが、年代を遡って仔細に検討してみると、病室の面積にはじめて言及したのはようやく1930年に至っての⑤であり、その時点ではなんと「三十坪位」(!)と回顧していたのである³⁶⁾。

それから6年後の1936年に発表された⑦で「十二坪」と修正し³⁷⁾、以降、最後の④『愛生園日記』まで一貫して「十二坪」(の「伝染病室」)で押し通しているのだが、はたしてこれは記憶として⑤が誤っていて、⑦以降が正しいのか、それとも⑤が正しく、⑦以降が誤っているのか。⑤はかならずしも隔離病室設置当時の状況を述べたものではない可能性も否定できず³⁸⁾、したがってその可能性をも念頭に入れた上での推測になるが、やはり私は⑦以降が誤りであり、しかもその誤りには光田の「作為」が働いている、と考える。

誤りの元である「作為」、いやもっと厳しい言い方をすれば「捏造」ともいうべき事態を疑う根拠として挙げたいのは、⑦で引用されている1904年2月17日付の病室増築願上申書である。実は1904年は、先述した10月承認の追加予算案以前にすでに一度増築案が却下されており³⁹⁾、渋沢院長から東京市参事会・東京市長にあてたこの2月の上申がそれに該当する。同上申で問題なのは、増築を申請する理由として病室の現況を切々と述べた次のような前半部分である。「本院に収容せる癩病患者の処置に関しては屢々上申候も其方法未だ御確定に不相成候に就て本院に於ける該患者月々増加し目下にては少き時も二十二人多き時は二十四五人に達し候も離隔室は病人を入るる場所は僅に十二坪にして十四五人の外入るる能はざるにも拘わらず現今右の如き多人数を収容致居候次第にて……」⁴⁰⁾。なんと、1904年の養育院公文書において回春病室が「十二坪」とされているのである。もちろん、本章で執拗に論証してきたように、1904年増築工事以前の段階において回春病室が「十二坪」程度にとどまっていたことは絶対ありえない。当時の回春病室は間違いなく総面積「二十九坪五合」(図1)であり、仮に治療室・看護婦室などを除いて病者室のみのことを指しているのだとしても、それが総面積の半分以下の「十二坪」などということも通常ありえないだろう。つまり、この上申書はあきらかに虚偽を記載しているのである。形式的には組織ぐるみの虚偽であり、公共施設としては一応許されないことではあるが、背景を善意に解釈すれば、おそらく現場か

らの光田の提案を安達がよく理解し、病室面積の過少申告、すなわち病者処遇の劣悪さの過度な強調を行うことによって、増築許可が得やすくなるようにと図った結果なのではあるまいか。そして光田が「兎に角三十名の患者が各分十二坪三室に密集するので何等の仕事もなく雑魚寝の有様である。渋沢院長は此有様を安達幹事から聞かれて明治三十七年二月十七日尾崎市長に建議せられた」⁴¹⁾と書いたのは、その後引用される上申書と辻褃を合わせるための——上申書の名義主となっている渋沢の名誉にも配慮したのかもしれないが——の「作為」だったと推察されるのである。かくして光田はこの⑦以降、一貫して「十二坪」と証言し続けた（せざるをえなかった）のであり、そして表1中、同面積を記載している他の文献のほとんどは光田の証言に忠実にしたがったものであろう⁴²⁾。

「十二坪」説の起源・由来はかくのごとである。専用隔離病棟＝回春病室が旧「伝染病室」を転用したものでなかったことはすでに確認したとおりだが、病室面積もまた上記のごとく、後世において人口に膾炙している「十二坪」ではありえなかったのである。ところで光田は⑦において、「養育院の記録によると」として、1901年6月—18人、同12月—19人、1902年6月—20人、同12月—23人、1903年6月—23人、同12月—24人、1904年4月—23人（各月末）という在院病者数の推移も提示している⁴³⁾。これは回春病室の実態を伝える貴重なデータではあるが、時系列の起点が1901年になっていることにはよく注意しておく必要がある。表1だけでもあきらかたで、また別稿においても念入りに確認したことだが、「1899年」説が通説となっている一方で、養育院関係文献、すなわち一連の養育院「通史」は「1901年」説を独自に一貫して提示し続けてきており⁴⁴⁾、したがってそもそもこのデータは回春病室設置に合わせてカウントされ始めたものと考えるのが妥当なところであろう。光田は、回春病室の面積を都合に合わせて修正する一方で、その肝心の設置時期については事実上生涯明言することはなかった⁴⁵⁾が、その光田が、「1901年」説とリンクした養育院文献

のデータを無頓着に引用しているということは、⑦を執筆した1936年時点の〈記憶〉の中では、「回春病室の設置時期＝1899年」という認識が存在していなかったことを暗黙裡に示しているのではなかろうか。

それから約20年後のことである。愛生園園長退官を記念した座談会において光田は養育院時代を思い出し、次のような発言を残している。

「始めは僕とケンカしていたんだ。解剖したとってね。僕はいつもやっつけられた。安達憲忠という人がね。この人は善人だったが、やはり解剖することはけしからん、とって。それで三、四年の間理解しないもんだから、僕は仇じゃと云っていたが、しかしやはりいろいろやって見ると、患者の気の毒ということは、そりゃ酷いもんだからね。」⁴⁶⁾

幹事・安達が話を聞いて理解してくれてはじめて隔離病棟設置への道が切り開かれた、ということも光田が一連の文献において長年飽きるほど執拗に語り、かつ書き続けてきたことは別稿において示したとおりである⁴⁷⁾。その安達が「三、四年の間理解しな」かった、とも光田は述懐しているのである。回春病室にかかわる光田の言述はとにかく混乱している。しかし少なくともそれが「設置」されたのは、光田が養育院に赴任した1898年7月から「三、四年」経ったのちの出来事である、と考えるのが妥当でかつ矛盾の無いところであろう。

4. 「養育院医員」制度の内実

ところで表1中の文献のうち、⑩⑭⑯⑰⑱⑳など自伝・他伝の類は例外なく、養育院時代の光田が無断で屍体解剖を行い、それが露見して光田の本属である東京帝国大学の総長まで巻き込む大騒動になったという逸話を紹介している。また、のちの全生病院時代にいたっては違法を十分承知の上でひそかにワセクトミーに着手し、それが現在厳しい批判にさらされていることは周知のとおりである。そのような性格の光田であるならば、幹

事・安達が「理解」を示して許可を与えてくれる以前においてすでに、たとえば1899年頃に「六種伝染病室の近く」の「空家」への病者隔離を独断で強行していた可能性も排除はできない。しかし現実にあったことだとしても、それをもって年表上に「回春病室設置」と書き記すのにはやはり無理があろう。ただし、翻って光田におけるそうした唯我独尊的な、あるいは先達の言葉を借りれば「志士仁人」(吉田久一)⁴⁸⁾、「全人的燃焼」(一番ヶ瀬康子)⁴⁹⁾といった精神構造と「養育員医員」という客観的な地位・職階・身分との関連は検討に値すると思われる。すなわち、その関連にこそ、日本で最初の「癩」隔離病棟の成立をめぐる「当事者」の非常に不可解な言述、とりわけなぜ肝心の設置時期を明言しようとしなかったのか、という謎を解き明かす鍵が隠されているように思われるのである。次にこの点へと検討を進めてみる。

回春病室設置という出来事が振り返られる時、かならず光田健輔の名前が登場し、そしてほぼきまってその名に「養育院医員」という肩書きが冠せられてきた。しかしこの「養育院医員」なるものの内実について慎重な注意が払われたことは管見のかぎりほとんどないようである(表1中、②の藤野氏が養育院時代の光田の職階を「医官」と誤記⁵⁰⁾、また③の国立療養所史研究会編にいたっては「主任光田健輔」が「回春病室を開設した」などと記している⁵¹⁾のは、そうした無関心な傾向を裏付けるものであると言えよう)。これは実に奇妙かつ不思議なことで、ある意味で研究史上の盲点である。というのは、一般的には光田は、養育院に勤務するようになった1898年7月から副医長に「昇進」する1908年5月までの約10年間、この「医員」の地位にあったとされてきたが、これは厳密な制度上の史実としては間違っており、少なくとも回春病室が設置された頃の光田は「医員」ではなかったのである。

「養育院医員」という制度についてあらためて確認してみよう。まず『六十年史』に簡潔にして要を得た記述がある。「本院患者治療の儀は明治二十三年七月より明治三十四年五月まで帝国医科大学に委託し之を施行せり而して右期間中同大学

より派遣せられたる医員の氏名を挙ぐれば左の如し⁵²⁾。この「派遣」されていた「医員」の中身については後で見るとして、では「帝国医科大学」への委託制度が「明治三十四(1901)年五月」に終了してその後どうなったかという点、1901年4月29日の東京市会「議事録」に「養育院医員設置ノ件」「原案通可決」とあり、次のようなコメントが付されている。「本市養育院ニ有給医員二名ヲ置キ、医務ニ従事セシムルモノトス」「但医員俸給ハ同院歳出雑給中特別手当ヨリ支出シ……」「説明 従来東京市養育院収容者ノ治療ハ、帝国医科大学ニ囑託セシ処、治療上自然研究ニ重キヲ置キ易キノミナラス、器械薬品等ノ経済上不得策ナル点不少、依テ医長ハ従来ノ如ク大学ニ囑託シ、医員ハ本市ニ於テ任命センカ為メ本案ヲ提出ス⁵³⁾。つまり、それまでの囑託(派遣)制では養育院は帝国大学医科大学(※1897年6月より東京帝国大学医科大学。以下、便宜上「東京帝大」「帝大」とも略す)の臨床実習の現場として利用される側面が強く(その代わりに人件費は大学が負担してくれるというメリットもあった)、肝心の入院者への医療行為が多少疎かになっているので、今後は養育院側の自己負担で専属の「医員」を抱えていく、という制度変更であった。ここで注意して欲しいのは、同時代の市会「議事録」の記述によれば、1901年の市会可決の段階ではじめて「医員」が「設置」され、それ以前に「医員」なる名称の職階は正式には存在しなかった、と解釈できることである。

さて市会可決を受けて、6月4日付で菅井竹吉(※のちの連合府県立外島保養院初代医長)・涌井栄政の二名が任命される⁵⁴⁾のだが、こうした人事の流れの中での光田のポジションは微妙というか、むしろ特異なものであった。まず囑託(派遣)制をデータで概観してみると、1890(明治23)年7月から1901(明治34)年5月までに帝大から派遣された者は光田を含めて30名である⁵⁵⁾。この130ヶ月の間、常時2名派遣されていたと仮定して推算すると1人あたり平均派遣期間は8.7ヶ月、同3名の場合は13ヶ月、同4名だとしても17.3ヶ月である。どんなに多く見積もっても平均せい

せい一年半足らずしか誰も居着かない「職場」であったのだが、光田はというと、1898年7月採用であるから、専任医員制度が設けられた時点ですでに約3年在職していたことになる。その光田を差し置いて、養育院では新参の菅井・涌井がいきなり抜擢されたということは、(回春病室の件はさて措いたとしても)実績を基準とするかぎりにおいては、不当な人事のようにも見える。光田本人にとっては切齒扼腕であったかもしれない。

そもそも「医員」に昇進するまでの光田は具体的にどのような規定のもとでどのような待遇を受けていたのか。ここで養育院時代の光田の諸辞令⁵⁶⁾を確認してみよう。まず1898年7月31日付で「東京帝国大学医科大学雇申付月給金十二円給与」とあり、この帝大による「雇」という「身分」が養育院への派遣に該当することは間違いない。その後光田は、二度の月給増額(15円, 20円)などを経て、1905年4月5日付で「医科大学雇」を「依願解雇」となり、そして同11日付、任命主体がそれまでの東京帝大から東京市参事会へと変更された上で「任東京市養育院医員」の辞令交付を受けている。先に、養育院専属制に変更された時点ではじめて正式に「医員」という名称の職階が設置されたいと述べたが、その推測が間違っていないことはこの辞令で裏付けられよう。光田が帝大医科大学病理学教室選科生になったのは1897年1月のことであるが、8年を経てやっと帝大教室の身分的束縛から解放されたのであり、また養育院に奉職するようになってからは実に7年の歳月をかけてやっとつかんだ「医員」の地位および肩書きであった。月給は50円であり、「雇」時代の二倍以上にはねあがった。

このように養育院時代の最初の7年間の光田の地位には大きな変転があり、またその地位自体、きわめて例外的で特殊なものであった⁵⁷⁾のだが、『回春病室』『愛生園日記』という二大「自伝」ではそれらの点については一切触れていない⁵⁸⁾(回春病室の設置時期と同様、こうした曖昧な記述が光田のキャリアに対する誤解が流布する元となったのであろう)。光田本人にとっては養育院における自身の待遇の変遷などあえて語るほどもない

些細なことであったのか。しかし、桜井の「小伝」が養育院の人事事情に関して次のようなきわめて率直かつ興味深い記述を残している以上、些細なこととして看過するわけにはいかない。

「養育院医局の医員は、大学出の若い学士さん達もあったが、光田如き正式の医学教育を受けていないやや年長の者もあった。いずれも余り永くもいず、いままでも医長先生の更迭を機に三年、四年と勤めて退き、他に転出とか開業する者が多かった。……」⁵⁹⁾

これは文脈的には光田が医員に昇進する少し前の1903~04年頃のことを述べたものである。一部、尊敬する師に対するものとしては少々礼を失した表現となっているが、はからずも養育院における光田の境遇を暴露してしまっている。言われるとおり確かに、光田は「正式の医学教育を受けていない」、すなわち東京帝大においては医学士号取得を目指す者ではなくして、病理学のみを専攻する選科生だったのであり、さらにキャリアを遡れば、私立済生学舎を卒業後、1896年10月に医術開業試験後期をパスして医師免許を取得したという、いわゆる「試験医師」であった。一方、養育院医員一般はというと、最初の菅井・涌井は光田と同様に「試験医師」ではあったものの、明治末までに任命された37名⁶⁰⁾のうち24名は帝大医科大学卒業生・出身者であることが確認できる⁶¹⁾。目を惹くのはその在職期間で、24名中19名は1年未満、残り5名も2年未満でそれぞれ退職、それに対し2年以上勤めた5名は全員「試験医師」であった。これは、桜井が言うところの「三年、四年」どころではない。医療機関として正常に機能しえていたかどうか疑わしくなるほどに人の出入りが激しい状況であり、つまり養育院の医局は、確かに桜井が述懐するとおり、帝大の学士取得者が「他に転出とか開業する」までの、その一時的な身元引き受け所、いわゆる「腰掛け」の職場という側面を有していたのであろう⁶²⁾。

光田の養育院「医員」としての在職期間は1905年4月から1908年5月までの3年1ヶ月であるが、

既述したように医員昇格まで「雇」としてすでに7年勤め、さらに1909年2月までは副医長、1909年9月までは技師の地位にあったので、養育院通算在籍期間はつごう11年に達する。医員経験者としてはもちろん最長である。次に長いのが涌井の3年6ヶ月であることを考え合わせると、光田が養育院という機構の中でいかに特異な存在であったかをうかがい知ることができよう。そして、この特異な存在としての待遇を光田が甘受していたのには、もちろんハンセン病者の医療にじっくりと腰を据えて専心してみたいという主体的な動機も作用していたであろうが、もう一つ、当時の俗称に言う「上流医」に対するところの「下流医」、すなわち学士以上の学歴を有する医師ではなくして「試験医師」であったというその身分的なハンディキャップ⁶³⁾に起因するやむをえざる事情があっただろうことも漠然と想像されるのである⁶⁴⁾。

5. 光田が隠蔽／忘却したこと

さて光田は養育院医局のそうした実態についても、やはり『回春病室』その他で管見のかぎりは一切触れていない。しかし、しつこく繰り返すが、光田は、(帝大側から見れば)医療そのものよりも人事調節が目的であったような職場の中で、ただ一人例外的に10年以上もの長い年月にわたって黙々と勤務し続け、しかもその間に看護婦教育を手がけ⁶⁵⁾、結核児童のための海浜保養所設置のために奔走し⁶⁶⁾、ペストの東京市内への侵入を防ぎ⁶⁷⁾、そして回春病室を設置するなど、目覚ましい実績を上げたのである(これらのうち少なくともペスト一件以外は「医員」昇進以前の「雇」時代のものである)。どれだけ目覚ましい実績を上げて、なかなか昇進できず、それどころか帝大出身の後進に次々と追いつかれ、追い抜かれていった、自身の報われぬ境遇に無頓着であったはずはなく、少なくとも当時は苦痛・焦慮・屈辱などといった感情を相当に抱えていたはずであろう。自身の待遇の変遷の件も合わせ、光田のこれらについての沈黙ははたして単なる忘却に由来するものであろうか。

ここでふと思い出されるのは、済生学舎において光田と同期であり、光田からもかなり親近感を持たれていたらしい野口英世のことである⁶⁸⁾。やはり「試験医師」であった野口は北里研究所時代に医学士ではないがゆえの理不尽な待遇差別を受け、その体験が、のちの彼の国内医学界への訣別の遠因となったことは日本医学史上のあまりに著名な逸話であるが、そう言えば光田も晩年、次のような言葉を吐いていた。

「私は学校なんていうものは大嫌いさ。とくに大学っていうものがね。そして大学の先生なんていうものは一ぱん嫌い。だからO先生なんかとも合わないのだ。私はいつもO先生にこういう。あなたがたは自分で何にもしないでおいで、他人のしたことを少しづつ集めて、まとめて発表する。それで何がわかりますかって、何でも自分でやっごらんないさってね。ああ遊離してやっごいちゃ、レプラのこことなんか何もわかっていやしないんですよ。見当ちがいのことが多くてね」⁶⁹⁾

現場主義の立場からアカデミズムの体質を難詰し、糾弾するこの口吻は、客観的な批判であるよりはほとんど個人的な怨嗟に近いものがあるが、その怨嗟の淵源が野口のケースと同様に、述べてきた養育院時代の冷遇に対するルサンチマン、コンプレックスなどの精神的な外傷にあったとすれば、「沈黙」の背景についてもはたして納得がいく。人は心的な外傷、いわゆる〈トラウマ〉を抱え込んだ際、それをめぐる記憶には抑圧の機構が働くときれる。光田は〈トラウマ〉を、意識的にか無意識的にかどちらかは別にして、あたかも自ら癒し、自ら治療するかのごとく記憶の中から抹消してしまった、つまり書き遺すことをしなかったのではあるまいか。

書き遺さない、語らない、ということは逆に言えば、養育院での自己の歩みを、〈トラウマ〉になるような体験など全く無縁なまま順風満帆に出世の階梯を上り詰めてきたものとして再構成することである。そのような光田の〈自己物語り〉の

文脈では、回春病室設置が実現するまでにつかつたはずの様々な困難や障害などは必然的に排除されることとなるだろう。そして困難や障害がありえなかったとすれば、設置の時期について明言すること、あるいは鮮明に記憶し続けることは不可能とならざるをえない。養育院に奉職してから相当な年月を要したという、その正確な設置の時期（1901年以降）が明示されてしまえば、それに随伴して〈トラウマ〉的諸体験も回帰してきてしまい、光田の〈自己物語り〉の首尾一貫性が損なわれてしまうからである。

もちろん筆者は、光田が明白な意図をもって「虚偽」を語り続けたと主張したいわけではない。ここで注意を喚起しておきたいのは、自伝・回想録などの類の〈自己物語り〉が本来的にはらんである危うさや矛盾についてである。それらは、一般的な歴史叙述論においても自明のこととして古くから指摘されてきてはいる⁷⁰が、歴史哲学者の鹿島徹氏によれば、そもそも「一貫性を主旨とする自己史の物語りは、その根本構造からして出来事の意味理解を狭隘化し、多くの隠蔽を行い、その結果かえって内部に緊張・亀裂を抱え込めるをえない」。隠蔽されるのは、特定の〈物語り〉の特定の矛盾だけではなく、どのような〈物語り〉にも予め「矛盾や未決定性」が含まれているということ自体もあって、つまり「『自己物語り』においては、この種の自己隠蔽に話し手自身が気づかない（気づこうとしない）という「隠蔽の隠蔽」とでもいうべき事態が生じやすい」のであるという⁷¹。この光田の〈自己物語り〉のケースでは、日本ハンセン病史上初の隔離病棟設置という輝かしい栄光に満ちた逸話をその核心に据えてしまったために、自身のキャリアをめぐる苦難の逸話の数々は、その核心とは相容れないものとしてほとんど自動的にふるいにかげられ、はじき飛ばされてしまった、すなわちほとんど気づかれぬまま隠蔽がなされてしまったのであろう（そして、そのものずばり『回春病室』という書名が冠された〈自己物語り〉が公刊された時点にいたっては、「隠蔽」されたこと自体が完全に忘却されてしまったことであろう）。養育院に奉職してからわ

ずか1年ほどで理想を述べた意見が実力者に取り上げられ、それが見事実現をみたというストーリーは、現実世界では陰に陽に差別を受けていた光田にとり、願望に支えられた仮構であり、ハイデガー風に表現すれば、取り戻されたところの「未遂の過去の可能性」である。あるいは、ラカン派の精神分析理論に立脚して個人とそれが属する共同体との記憶システムを考察した下河辺美知子氏によれば、「過去の出来事に〈脈絡〉をつけた一つの物語りに仕立て上げ、〈顕在の歴史〉を創っていくということは、同時にまた、〈脈絡〉からはずれることを「忘却」していくこと、つまり〈非在の歴史〉を創っていくことでもある⁷²」というが、光田の〈自己物語り〉において何が〈顕在〉で何が〈非在〉であったかはまごうことなく明白ではないだろうか。

6. おわりに

唯我独尊、あるいは「志士仁人」「全人的燃焼」——およそ怖れというものを知らず、いったんこれと決めたら猪突猛進する、信念の固まりのような人物像を我が物としていた光田健輔。しかし第4章において立てた問いに戻れば、そうしたイメージと、「養育院医員」という地位・職階・身分にあった時代（このキャリア自体、一部詐称がなされていたことは既述したとおりである）の辛い境遇とはけっして相容れないものであって、かくして後者を隠蔽・忘却するべく、その相関項であるところの回春病室の設置時期は事実上明言されなかった（できなかった）、ということである。ここで私たちの前に浮かび上がってくるのは、「志士仁人」などというよりはむしろ無力感や挫折感のはてに人間的な「弱さ」をはからずもさらけ出している光田の姿である。「他の榮譽の道をあえて選ばないで、主観的には良心的にハンセン病の世界に入り、情熱を持って職務に取り組んだ⁷³」というよりはむしろ癩医学だけが唯一残された自己実現の道であったような医学の徒・光田の姿である。この「弱い」光田は、後年、国立療養所長島愛生園園長として絶大な権力を奮って、入園者を徹底的に弾圧したとされる姿とはほど遠

い。したがって、光田がハンセン病の歴史に登場した当初から途轍もない実力を兼ね備えた医学者であったかのように前提して議論を進めることはあきらかに歴史的思考を欠いた考察であり、それは近代日本のハンセン病政策の正しい由来を見誤らせることになるであろう。政策の制度的出発点である法律「癩子防ニ関スル件」が公布されたのは、光田が苦勞の末によりやく医員の座を勝ち取ってからわずか2年後のことである。「回春病室」の設置年を修正して得られた知見に拠って筆者は、そうした時間的距離について最後に注意を喚起しておきたい。

注

- 1) 拙稿。東海市養育院「回春病室」設置時期の再検討——「1899年」説は正しいか?——。本誌本号。以下〔拙稿α〕と略す。
- 2) 前掲〔拙稿α〕p.429。発行(発表)年代順に各々の記述内容の要点を整理し、[A]=光田健輔自身、[B]=光田の関係者、[C]=養育院の関係者、[D]=光田とは直接かかわりのない一般の研究者、[E]=その他、として文献の著者・編者の立場・性格によって分類を施してある。
- 3) 石渡こと(コト、琴子)(1874-1947)は、全生病院で最終的に婦長にまで昇進して退職(1936年)したのち、娘婿・山田清成(全生病院、長島愛生園、松丘保養園、栗生楽泉園で事務官を歴任)を頼って愛生園官舎に移住、最後は保養園のある青森で没した。光田健輔。愛生園日記——ライとたたかった六十年の記録——。東京:毎日新聞社;1958。p.36-31, 桜井方策。救癩の父・光田健輔。および同。光田先生をめぐる人々。桜井方策編。救癩の父 光田健輔の思い出。京都:ルガール社;1974。p.52-54, p.366-367, p.375-376より。
- 4) 光田健輔。回春病室——救ライ五十年の記録——。東京:朝日新聞社;1950。なお、一般に「自伝」として知られる同書および光田。前掲。愛生園日記。が実際には光田自身の筆になるものでないことは前掲〔拙稿α〕p.439において指摘した。
- 5) 光田。前掲。回春病室;p.11。
- 6) 光田。前掲。愛生園日記;p.30。
- 7) 青柳緑。癩に捧げた八十年。東京:新潮社;1965。p.22-23。
- 8) 内田守。光田健輔。東京:吉川弘文館;1971。p.20-21。
- 9) 多磨全生園患者自治会編。倶会一処——患者が綴る全生園の七十年——。東京:一光社;1979。p.20。
- 10) 巢鴨生。癩患者の友石渡女史『東海市養育院月報』1909;104:p.7。ちなみに一連の「養育院通史」(東海市養育院編。養育院六十年史。東京:東海市養育院;1933, 東京都養育院編。養育院八十年史。東京:東京都養育院;1953, 東京都養育院。養育院百年史。東京:東京都;1974, 東京都養育院編。養育院百二十年史。東京:東京都養育院;1995)の中にも石渡の名前はまったく見出されず、管見のかぎりではこの『月報』記事が養育院側資料としてはその履歴を知ることのできる唯一のものである。なお以下原則として、『東海市養育院月報』→『月報』、『養育院六十年史』→『六十年史』というようにそれぞれ略す。
- 11) 桜井方策「光田健輔先生小伝」は『愛生』1965年5・6月合併号—1968年8月号に連載(連載第1回の時のみタイトルが「光田先生小伝」となっている)。以下、「小伝」と略す。
- 12) 光田門下生としての桜井の特異な履歴については前掲〔拙稿α〕p.435において簡単に紹介した。
- 13) 前掲〔拙稿α〕p.433-435。
- 14) 「小伝」(一三)愛生1966(7):p.30-31。
- 15) 桜井のもう一つの文献、②の救癩の父、光田健輔。桜井方策編。前掲書で石渡こと登場のくだりが述べられている箇所はp.52。もちろん同文献も石渡の着任を「明治三十五年」としている。
- 16) 図2は「小伝」(一二)愛生1966(6):p.44より、図3は「小伝」(一五)愛生1966(9):p.35より。
- 17) 「小伝」(一二)愛生1966(6):p.43-44。
- 18) 「小伝」(一三)愛生1966(7):p.27-28。
- 19) 前掲〔拙稿α〕p.434を参照。同稿でも説明したとおり、(b)『東海市養育院年報』明治35(1902)年度の方の「全図」には「明治三十七年一月調製」と付記されているが、この「調製」の年月は文献本編の内容からみて「明治三十六年一月」の誤記であると判断した。なお以下、同文献を『年報』と略す。
- 20) 前掲〔拙稿α〕p.433。
- 21) 注18と同じ。
- 22) 「小伝」(一五)愛生1966(9):p.35。
- 23) 同上:p.33。
- 24) 注14と同じ。
- 25) 拙稿。養育院から慰養園へ——ハンセン病「政策」前夜の一挿話——。沢尻研究2000;13:p.73-76。以下、〔拙稿β〕と略す。
- 26) 「小伝」(一五)愛生1966(9):p.33。
- 27) 『月報』1904;45:p.13。なお『六十年史』p.354においても増築後の建物面積についての記述は同じである。
- 28) 『月報』1907;72:p.14-15。
- 29) 『月報』1908;91。「建物全図」も「明治四十一年九月調製」となっている。
- 30) 寄付を行ったのは弁護士岡村輝彦と開業医の岡村龍彦の兄弟で、院内を見学して病者の待遇に同情

- を寄せたことが契機であったという。東京市から増築許可が下りるまでの経過については『六十年史』p. 354-356。注28の「本院の現状」には増築棟についての記述が見あたらないので、竣工は翌1907年であったと推測される。
- 31) 岡村兄弟が東京市に提出した願書にも「家屋を其(※回春病室)附近の地に建築し、是に遊具品を備付娯楽所として寄付致し」と明記されている。『六十年史』p. 354-355。
- 32) 「小伝(一五) 愛生 1966 (9) : p. 34。しかし桜井は「廊下続き」と記す一方で、上注の岡村兄弟の願書も引用しており、その点でやはり理解の混乱がうかがえる。
- 33) 実際、桜井も「当初の明治三二年には八帖三つ十二坪の回春病室は同三十七年秋になって二十坪となり、三十九年夏にはまた十二坪ほどが増築されて」とあらためて整理しており、「五十一坪」にはやはり及ばない。上注と同じ。
- 34) 東京都財政史研究会編。東京都財政史 上巻。東京：東京都；1969。p. 442。表はp. 439の「東京市事業別歳出」。なお該箇所の執筆担当は経済学者の佐藤進氏で、参照文献の明示は無い。
- 35) 養育院に専任医員制度が設けられたのは確かに1901年度のことであるが、後述するように、その時採用されたのは光田ではなかったのである。
- 36) 光田健輔。患者入院方法の改善。山桜 1930 (10), 藤楓協会編。光田健輔と日本のらい予防事業。東京：藤楓協会；1958。p. 133に収録。
- 37) 光田健輔。癩療養所の出来た頃を語る。愛生 1936 (11), 藤楓協会編。前掲書；p. 276に収録。
- 38) 該当箇所は、光田が漠然と養育院時代を回顧しながら「当時は養育院の六種伝染病室漸く三十坪位建物の一隅に石渡看護婦が住っていた」と記しているもので、「当時」というのがいつ頃の時期を指しているかはかならずしも明確ではない。注36と同じ。
- 39) この過程については前掲[拙稿β] p. 70-71を参照。
- 40) 注37と同じ。注42の『六十年史』記載のものとは一部表記が異なる。
- 41) 同上。
- 42) 養育院の『八十年史』(⑩), そして『百年史』(22)が「一二坪」と記載していることには一応注意が必要だが、しかしこれらは、『六十年史』がやはり引用している(p. 351) 1904年2月の増築願上申書の「虚偽」記載のみに忠実に従ってしまった結果であると考えられる。本論で詳述したように、他の養育院資料と照合しさえすれば、「十二坪」の不自然さは一目瞭然なのである。なお、『六十年史』は光田の⑦から3年さかのぼる1933年の刊行であり、現在確認しうるかぎり、同上申書の二次文献における出典としてはこれが一番古い。
- 43) 光田。前掲。癩療養所の出来た頃を語る；p. 275。
- なお、出所の「養育院の記録」としては『六十年史』p. 350と同じ数字が見える。同データは養育院の通史ではその後、「1901年」説を明記した『八十年史』p. 91および『百年史』p. 130へと転載され続けた。
- 44) 前掲「拙稿α」p. 431。なお、養育院の通史中、回春病室設置の経緯を記しているのは各々以下の箇所である。『八十年史』p. 91, 『百年史』p. 130-131, 『百二十年史』p. 50。
- 45) 表1にあるように、⑩の『回春病室』だけ例外的に「1899年」という時期が記されているのだが、前後の文脈や文献そのものの成立の背景から判断して、その記述が光田自身の責任においてなされた可能性がきわめて低いことは前掲「拙稿α」p. 438-440で論証した。
- 46) 座談会 光田健輔先生を囲んで。愛生 1958 (2) : p. 56。この座談会は桜井、後任園長の高島重孝などの同席のもと1957年10月に行われている。
- 47) 前掲「拙稿α」p. 437。
- 48) 吉田久一。日本社会福祉思想史。東京：川島書店；1989。p. 579。
- 49) 一番々瀬康子。解説。光田編。黎明期に於ける東京都社会事業と安達憲忠翁(復刻版)。東京：大空社；1987。p. 6。
- 50) 表中、25として一括したが、藤野氏の文献は(I) 日本ファシズムと医療——ハンセン病をめぐる実証的研究——。東京：岩波書店；1993, (II) 隔絶のなかのハンセン病患者。藤野豊編。歴史のなかの「癩者」。東京：ゆみる出版；1996, (III) 「いのち」の近代史——「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者——。京都：かもがわ出版；2001, (IV) ハンセン病と近現代日本。沖浦和光・徳永進編。ハンセン病——排除・差別・隔離の歴史——。東京：岩波書店；2001, (V) 解説。藤野豊編。近現代日本ハンセン病問題資料集成 戦前編 第1巻。東京：不二出版；2002, と五種類あり、これらのうち、「I」p. 11, 「III」p. 45, 「IV」p. 56, 「V」p. 4が「医官」で、「II」のみ「医師」と表記している。「医官」が誤記であることについては前掲「拙稿α」p. 430を参照。
- 51) 国立療養所史研究会編。国立療養所史 らい編。東京：厚生省医務局；1975。p. 13「らい百年史年表」。
- 52) 『六十年史』付録「本院名誉職員及吏員一覧」p. 88。
- 53) 東京市会事務局編。東京市会史 第二巻。東京：東京市会事務局；1993。p. 521。
- 54) 『年報』明治34年度；p. 9。
- 55) 『六十年史』付録「本院名誉職員及吏員一覧」より集計。
- 56) 岡山市立図書館光田文庫所蔵。
- 57) 大きな疑問として一つ残るのは、専属医員設置＝囑託(派遣)廃止となった1901年6月以降において、光田はいったいどのような名目で養育院に勤務し続けることができたのかという点である。先の注52の

- 引用箇所では「明治二十三年七月より明治三十四年五月まで」として、それ以降は医科大学からの派遣者の氏名は記していない。ということはつまり、1901年6月から1905年4月までの光田は制度外の特例としてただ一人「派遣」としての身分を保障されていた、とまずは解釈するしかなくなる。ただし光田は、1899年12月22日付で「養育院看護婦養成方担任申付」という辞令も交付されているので、この「看護婦養成方担任」名目で「医科大学雇」=養育院勤務が引き続き認められたのかもしれない。もちろん、ハンセン病者治療への貢献が評価された上での特例人事だった可能性も絶対無いとは言えない。いずれにせよ、この点は現在入手しうる資料のかぎりでは明らかにすることは難しい。
- 58) たとえば『回春病室』p.8で「東大医員、養育院勤務を命ぜられたのは一八九八年(明治三十一年)三月のことである。」とまず述べられるが、それ以降において養育院専属医員、副医長に昇進したことなどには一切触れられていない。
- 59) 「小伝」(十八)。愛生1967(1): p.35.
- 60) 『六十年史』付録「本院名誉職員及吏員一覧」より。37名中には、1913年4月の医員嘱託制復活によって、医員を一旦退職してあらためて医員嘱託を任命された者4名を含む(同書p.89)。
- 61) 上記の37名と、国立国会図書館近代デジタルライブラリー『東京帝国大学一覧』中の卒業生名およびその卒業時期とを照合した(同資料は年次により漏れがあるため、複数の年次を閲覧・参照している)。ただし同姓同名の異人がいる可能性は排除していない。念のため24名の氏名を以下、卒業年次順に列挙しておく。保科保二、中尾保太郎、石原孝吉、新野良隆、島峰徹、長谷川弘一郎、川野茂彦、中野文治、佐藤兌、長谷川淳明、古城憲治、園田克己、橋卓郎、中原温二、斎藤邦二、篠原牧之助、斎藤和策、河野建輔、阿部鐵治、石川汎兵、大澤梅吉、國友百馬、東義彦、清水廣政。なおこれらのうち石原、新野、島峰、中野、長谷川淳明、古城は7月の「卒業式」以前に着任している。
- 62) ちなみにちょうどこの頃、すなわち1900年代というのは、就職先として医学校や府県立病院ではなく、開業医を選択する帝大医学部卒業生が急増していた時期であるという。猪飼周平。明治期日本における開業医集団の成立——専門医と一般医の身分分離構造を欠く日本的医師集団の源流——。大原社会問題研究所雑誌2001: 511: p.43.
- 63) 川上武。現代日本医療史——開業医制の変遷——。東京: 勁草書房; 1965。P.39を参照。「上流医」~「下流医」の内容は川上が表「医家の等位分類表」として整理した煙雲楼山人こと長尾功三(藻城)。噫 医弊。東京: 吐鳳堂書店; 1909。P.57より。なお、川上は同書から、当時の出身学歴別の医師の待遇(給与)も表として整理しているが、そこでの最低ランクに位置する「試験医師」=「月額八円乃至三四十円内外」というのは、光田の「雇」時代の給与にほぼ相当する。ただし、これが光田の不遇を直接反映するものであるかどうかを判断するには、同時代同世代の医師達の待遇との詳細な比較が必要であると思われるので、本稿では保留しておきたい。
- 64) 宮川米次編。入澤達吉先生年譜。東京: 入澤内科同窓会; 1940。p.38に医員第1号の菅井の履歴が見えるが、それによると最終学歴は済生学舎で、光田とも違い帝大選科生ですらなかったようである。おそらく菅井は入沢との私的な師弟関係によって抜擢されたのであって、つまり選考基準には学歴という制度的要素に加えて、その時々々の医長の個人的判断という恣意的な要素が入り込んでいたことが推測される。しかし、いずれにせよ光田が不利な扱いを受けていたことには変わりがないだろう。養育院医員人事のより詳細な仕組み・実態についての究明は今後の課題としておきたい。
- 65) 注57を参照。
- 66) 光田。前掲。回春病室; p.8-9、および『六十年史』p.508。千葉県勝山町の保養所に養育院の結核児童が初めて引率されたのは1900年8月のことである。
- 67) 光田。前掲。回春病室; p.22-24。この出来事は、光田の文献だけでなく桜井「小伝」に拠ってもいつ頃のことかは不明である。
- 68) 光田による野口評はたとえば光田。前掲。愛生園日記; p.15-16を参照。
- 69) 神谷美恵子。光田健輔の横顔(神谷の愛生園滞在日記から構成されたもので、同発言は1943年8月8日付より)。神谷美恵子著作集2 人間を見つめて 付ケベースの絵馬。東京: みすず書房; 1980。p.174。神谷が「O先生」と伏せ字にしているのは間違いなく小笠原登のことであろう。
- 70) たとえば菊地昌典。歴史小説とは何か。東京: 筑摩書房; 1979の「第二部 歴史としての自伝」第2章、第3章を参照。
- 71) 鹿島徹。可能性としての歴史——越境する物語り理論——。東京: 岩波書店; 2006。p.188-189。なお、引用部分の一部は浅野智彦。自己への物語論的接近——家族療法から社会学へ——。東京: 勁草書房; 2001からの再引用である。
- 72) 下河辺美知子。歴史とトラウマ——記憶と忘却のメカニズム——。東京: 作品社; 2000。p.350。
- 73) 杉山博昭。郷土の人物をどう教えるか——『夢へのその一歩 光田健輔物語』に寄せて——。山口県地方史研究1995; 73号: p.40。

追記: 本稿の原型となった第105回日本医史学会総会一般演題報告において光田への昇進差

別についてご教示頂いて以来、岡田靖雄先生にはたびたび貴重なご助言を頂戴してまいりました。お礼を申し上げます。

Kensuke Mitsuda and His Memory of the “Kaishun Byoshitsu” Days: Why Did He Not Clearly State the Time of Its Foundation?

Yuichiro HIRAI

Shibusawa Study Group

The author, in a previous paper, has argued that there is no hard evidence to show that the foundation of the “Kaishun Byoshitsu” in the Tokyo City Yoikuin (poorhouse) was in 1899. In developing the conclusion, this article, first, estimates the correct time of the founding the facility and, second, analyzes the reasons for confusing the verbal evidence of Kensuke Mitsuda that led to the prevalence of the incorrect story. As to the former, it is an undoubted fact that the founding year was 1901 or 1902, as the author has checked the career of Koto Ishiwata, a nurse who exclusively served the Kaishun Byoshitsu, and the documents which shows a historical change in layout and floor space of its rooms. As for the latter, by reviewing “the medical staff” system of the yoikuin (poorhouse), the author shows the background of Mitsuda’s unfortunate days when he served there. The author finally suggests that Mitsuda’s inferiority feelings about his misfortune might have caused his disordered testimonies, in other words, “an artificial memory”.

Key words: Kensuke Mitsuda, Kaishun Byoshitsu, medical staff in Yoikuin, testimony, memory